

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 5類移行後の対応等について①

5月8日（月）以降、季節性インフルエンザなどと同じ5類へ移行します。

○5類移行後も基本的な感染対策を継続してください

- ・ 人との距離の確保
- ・ 手洗い、手指消毒
- ・ 十分な換気

また、**以下**の場合はマスク着用を推奨します。

- (1) 医療機関受診時
- (2) 医療機関、高齢者施設等を訪問する時

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 5 類移行後の対応等について②

- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車・バスへの乗車時
- (4) 感染拡大期に重症化リスクが高い者（高齢者、  
基礎疾患を有する方等）が混雑した場所に行く時

## ○**症状がある場合等**

症状がある方は、事前に電話連絡の上、医療機関を受診してください。

感染した方へ外出自粛は求められませんが、発症後5日（発症日を0日とする）を経過し、解熱し、喉の痛み等の症状軽快後から24時間を経過するまでは外出を控えてください。

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 5類移行後の対応等について③

### ○**症状がある場合等（続き）**

濃厚接触者の特定は行わず、同居者を含め外出自粛は求められません。ただし、特に5日間は体調に注意してください。

○医療機関受診時の自己負担等  
一部を除き保険診療となりますので、**検査・診療には自己負担が発生します。**

なお、新型コロナ治療薬（抗ウイルス薬等）は9月末まで公費負担が継続されます。

健康福祉課

# 新型コロナウイルス感染症に関する 5月8日(月)以降の職員、公共施設及びイベントの対応

## ○職員のマスク着用について

職員個人の判断とさせていただきます。

## ○来庁される方及び公共施設を利用される方のマスク着用について

個人の判断に委ねることとし、マスクの着用を求めないこととします。

## ○公共施設の感染対策物品について

検温器や消毒液・アクリルパネル等の感染対策物品は、撤去させていただきます。

## ○公共施設の使用及びイベントの開催について

公共施設の使用及びイベントの開催に関する制限は廃止します。

(診療所や社会就労センターについては、当面、マスクの着用やその他の感染対策を継続させていただきます。)